誓　約　書

由良町長　様

申請者は、由良町推奨産品登録要綱（以下｢要綱｣という｡）第４条の規定により推奨産品の登録を申請するに当たって、要綱について十分理解し、由良町推奨産品として登録された後は、下記のことについて遵守することを、誓約します｡

記

１　要綱第８条の規定について、誠実に履行すること｡

|  |
| --- |
| 要綱から抜粋​（登録の変更）第８条 登録者は、推奨産品が次の各号のいずれかに該当するときは、由良町推奨産品登録内容変更届（別記第５号様式）により、直ちに町長に届け出なければならない｡（１）推奨産品の名称、販売価格等を変更したとき｡（２）登録者の名称、代表者名又は住所等を変更したとき｡（３）推奨産品の規格、形状、容器包装等を著しく変更したとき｡（４）推奨産品の生産、製造若しくは販売を中止又は廃止したとき｡​ |

２　登録を受けた推奨産品の生産･製造、流通及び販売等において、当該推奨産品に係る事故又は苦情等が発生したときは、その責任を負い、当該事故等の解決に向けて誠実に対処すること｡

年　　月　　日

住所

申請者

氏名　　　　　　　　　　　印